皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月一日アルジェリア国の国祭日につき、十月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

信濃川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和45年12月26日付け北陸地方建設局公示で指定した河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の４第１項第３号の区域及び自動車のうち、次の指定を解除し、平成25年11月５日から施行する。

平成 25 年 11 月５日

北陸地方整備局長　野田　　徹

水系名	河川名		区　　域	自動車
信濃川	信濃川（千曲川を含む。）	右岸	新潟県南蒲原郡中之島村大字中条字北田2883番地先の標柱１号から	大型自動車 普通自動車 大型特殊自動車
		右岸	同県西蒲原郡分水町大字大川津字川中1613番地先の標柱２号までの堤防の土地の区域	

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人加藤英継は願により公証人を免ぜられた。

石原直樹は公証人に任命され、東京法務局所属公証人加藤英継の後任を命ぜられた。（以上十月二十日）（法務省）

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合東京勤医会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成25年11月７日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 11 月５日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

埼 玉 県	みさと協立病院、メンタルクリニックみさと、三郷しいのき薬局及び訪問看護ステーション早稲田
千 葉 県	東葛病院、東葛病院附属診療所、新松戸診療所、新松戸メンタルクリニック、野田南部診療所、あびこ診療所、新松戸歯科、野田南部歯科、東葛歯科、わかば薬局、ひばり薬局、ひいらぎ薬局、江戸川台薬局、けやき天王台薬局、たんぽぽ訪問看護ステーション、松戸なのはな訪問看護ステーション、野田南部訪問看護ステーションそよかぜ、わかくさ訪問看護ステーション及び柏豊四季訪問看護ステーション
東 京 都	代々木病院、代々木診療所、外苑診療所、農大通り診療所、おおくぼ戸山診療所、代々木歯科、たくみ外苑薬局、神宮前薬局、つくし薬局、代々木訪問看護ステーション、ほんまち訪問看護ステーション、戸山訪問看護ステーション、経堂すずらん訪問看護ステーション及びはたがや協立診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、福岡県民医連労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成25年11月７日午前零時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年 11 月５日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

福 岡 県	公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院付属歯科診療所、公益社団法人福岡医療団たたらリハビリテーション病院、公益社団法人福岡医療団大楠診療所、公益社団法人福岡医療団城浜診療所、公益社団法人福岡医療団新室見診療所、公益社団法人福岡医療団粕屋診療所、公益社団法人福岡医療団たちばな診療所、公益社団法人福岡医療団千代診療所、公益社団法人福岡医療団須恵診療所、公益社団法人福岡医療団新飯塚診療所、公益社団法人福岡医療団田川診療所、公益社団法人福岡医療団直方診療所、公益財団法人健和会大手町病院、公益財団法人健和会大手町病院付属歯科診療所、公益財団法人健和会大手町診療所、公益財団法人健和会戸畑けんわ病院、公益財団法人健和会大手町リハビリテーション病院、公益財団法人健和会京町病院、公益財団法人健和会町上津役診療所、公益財団法人健和会大里おおかわ診療所、医療法人親仁会米の山病院、医療法人親仁会米の山歯科診療所、医療法人親仁会みさき病院、医療法人親仁会中友診療所及び医療法人親仁会中央診療所
熊 本 県	医療法人親仁会野ばら診療所及び医療法人親仁会さかき診療所

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県各種商品小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月５日

千葉労働局長　山本　靖彦

第４号中「１時間795円」を「１時間807円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月25日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県各種商品小売業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月５日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間787円」を「１時間799円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月13日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月５日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第４号中「１時間838円」を「１時間851円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月13日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月５日

沖縄労働局長　谷　　直樹

第４号中「１時間686円」を「１時間693円」に改める。

公　　告

枕崎ヘリポートの設置に関する公聴会

航空法第39条第２項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則第81条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月５日

大阪航空局長　福本　啓二

１　事案の内容　平成25年国土交通省告示第1083号に係る枕崎ヘリポートの設置について

２　日時　平成25年12月５日15時00分

３　場所　俵積田公民館　枕崎市別府西町18番地

４　主宰者　国土交通省大阪航空局空港部管理課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）

５　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各２部を平成25年11月21日17時までに必着するよう、郵便番号540―8559　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪航空局空港部管理課長に提出しなければならない。